

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政  
令案要綱

## 第一 準法定事務の基準

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第九  
条第一項の政令で定める基準は、当該事務の目的が当該事務が準ずるものとされる法別表の各項の下欄に  
掲げる事務と同一であることとする。 （第八条関係）

## 第二 機構保存本人確認情報等の提供を求めることができる個人番号利用事務実施者の範囲

機構保存本人確認情報等の提供を求めることができる個人番号利用事務実施者に、住民基本台帳法第三  
十条の十五の二第一項、第三十条の四十四の三第一項第二号、第三十条の四十四の四第一項第二号、第三  
十条の四十四の五第一項第二号又は第三十条の四十四の七第一項に規定する場合においてこれらの規定に  
規定する求めをした者を追加するものとする。 （第十一条関係）

## 第三 国外転出者に係る個人番号カードの交付手続等

### 一 個人番号カードの交付等

1 法第十六条の二第五項の規定による個人番号カードの送付は、領事官又は市町村長に対し、直接に又は交付申請者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の長（以下「附票管理市町村長」という。）を經由して行うものとする。 （第十三条第三項関係）

2 交付市町村長以外の市町村長は、法第十七条第一項第二号に掲げる措置をとる場合には、交付申請者（当該交付申請者の指定した者に対して個人番号カードを交付する場合には、その者）に対し、当該市町村長が指定する場所への出頭を求めるものとする。 （第十三条第六項関係）

3 領事官又は市町村長は、法第十六条の二第五項の規定による個人番号カードの送付を受けたときは、交付申請者に対し、当該領事官が指定する場所又は当該市町村の事務所への出頭を求めて、個人番号カードを引き渡すものとする。 （第十三条第七項関係）

4 領事官又は市町村長は、法第十七条第一項第二号に掲げる措置をとる場合には、交付申請者（当該交付申請者の指定した者に対して個人番号カードを引き渡す場合には、その者）に対し、当該領事官が指定する場所又は当該市町村の事務所への出頭を求めるものとする。 （第十三条第九項関係）

二 個人番号カードが失効する場合

個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者を除く。）が国外に転出をしたときであつて、その者が戸籍の附票に記録されている者であり、かつ、当該個人番号カードの提出を受けた市町村長が法第十七条第六項の規定により同項に規定する措置を講じたときは、個人番号カードが失効する場合から除くものとする。個人番号カードの交付を受けている国外転出者に係る個人番号カードが失効する場合に関する規定を整備するものとする。 （第十四条関係）

### 三 個人番号カードの返納

住所地市町村長又は附票管理市町村長は、個人番号カードの返納を命ずることを決定したときは、当該個人番号カードの交付を受けている者に対し、書面その他総務省令で定める方法によりその旨を通知するものとする。 （第十六条第二項関係）

### 第四 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

### 第五 施行期日

この政令は、令和六年五月二十七日から施行するものとする。 （附則第一項関係）